

「割り振り変更」を理解し、活用しよう

「勤務時間の割り振り変更（いわゆる調整）について、校長は正しく説明し、そして現場の皆さんは活用できているでしょうか…？」

さいたま市以外の教職員の任命権者は埼玉県教委であり、政令市のさいたま市の任命権者はさいたま市教委です。一方で、教職員のサービスを監督する（サービス監督権者）のは市町村教委です。さいたま市は任命権者とサービス監督権者が同一ですが、その他の市町村は同一ではありません。そのため、市町村ごとに「調整」に対する考え方の違いが生まれます。

私たちは、現在の学校と教職員の多忙化を解消し、具体的な負担軽減を求めています。「調整」は現実の時間外勤務を文字通り調整するだけですが、それすらも行われていない市町村や学校があります。

この学習を通じて、「調整」の対象用務を確認し、実際の取得状況等を交流しましょう。また、働きすぎが如何に健康被害をつくり出すか、一緒に学習しませんか？

◇日時：1月29日(土)14:00～16:00

◇場所：埼玉教育会館 104 会議室 & zoom

◇内容：▶ 県教委の定める「調整」

▶ ある市町村の「調整」通知文書

▶ 働き過ぎと健康問題

埼教組【埼玉県教職員組合】

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24

Tel:048-824-2511 Fax:048-824-2619

Twitter、facebook、LINE@もやっています！「埼教組」で検索！